



地域ささえあい助成

— 生協と他団体が協同する活動を応援します —

2017年度 募集のお知らせ

CO·OP共済は、「自分の掛金が誰かの役に立つ」という組合員どうしの助け合いの制度です。コープ共済連はCO·OP共済を通じて豊かな社会づくりをめざしています。その活動の一環として、生協と地域のNPOやその他の団体が協同して地域の暮らしを向上させる活動を支援します。全国の生協、NPO、その他の団体の皆さまからの多数のご応募をお待ちしています。

応募期間

2017年2月1日
～3月5日

応募条件



活動テーマ

以下①～③の対象となる活動の
テーマいずれかに該当すること



必須条件

生活協同組合とNPO・ボランティア
団体等が協同した取り組みであること

対象となる活動のテーマ

①「暮らしを守り、暮らしの困りごとの解決に資する」

例 地域住民による高齢者等への生活支援のコーディネート、障がい者の就労支援、震災による避難者へのカウンセリングの取り組みなど

②「命を守り、その人らしい生き方ができるようにする」

例 病気やケガで治療中の方やそのご家族への治療に専念できる環境の提供や、治療中における精神面でのサポートを通して生活の質の向上を目指す取り組み、病気の予防や早期発見を目的とする啓蒙活動など

③「女性と子どもが生き生きする」

例 子育てひろばの開設・運営、出産後の再就職や社会復帰を支援する取り組み、DV被害者からの相談を受け付ける活動など

必須条件～生協と他団体の協同～

次の①、②いずれかを必須とします。

- ①生活協同組合以外の団体(NPO法人等)が応募し、活動内容が「生活協同組合と協同して行うもの」である
- ②生活協同組合が応募し、活動内容が「生活協同組合以外の団体と協同して行うもの」である

- 日本国内を主たる活動の場とする団体を対象とします。
- 今後設立予定の団体でも構いません。
- 「協同して行う」とは、受注委託の関係ではなく、対等平等で企画と一緒に作り、ともに活動する関係をいいます。

〈対象とならない活動〉—以下、例—

- ※左記の①～③のいずれのテーマにも合致しない活動（環境問題等）
- ※生活協同組合同士の活動（100%子会社も含む）
- ※生活協同組合単独もしくはNPO単独の活動

対象となる活動期間

2017年度は、原則2017年4月1日～2018年3月31日の間に実施する活動が対象です。なお、審査委員会が認めた活動に限り、複数年の活動に對して助成を行うことがあります。

